

平成26年度第1回府中市障害者計画推進協議会

会議録

日 時：平成26年4月23日（水） 午前10時～12時

場 所：府中市役所北庁舎3階第1会議室

出席者：（敬称略）

<委員>

高倉義憲、下條輝雄、山本博美、石見龍也、真鍋美一、古寺久仁子、
山口真佐子、諸隈一成、鈴木政博、桑田智、藤巻良以、荒畑正子、河井文

<事務局>

福祉保健部：川田部長、遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、
長岡精神保健担当主査、布目、阿部

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹、飯泉

生活構造研究所：柏木

傍聴者：0人

議 事：1 前回会議録について（資料1）

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）策定について

（1）体系案について（資料2）

（2）施策について（資料3-1、3-2）

3 その他

資 料：資料1 平成25年度第5回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市福祉計画の考え方

資料3-1 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の重点施策（案）

資料3-1 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策（例）

参考資料1 平成26年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿

参考資料2 府中市福祉計画策定 全体スケジュール

府中市福祉計画（障害者福祉）調査報告書

開 会

事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第1回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

議事に入ります前に、事務局に異動がございますので、自己紹介をさせていただきます。

(事務局、自己紹介)

事務局

委員につきましても異動がございます。参考資料1「委員名簿」をご覧ください。7番の地域生活支援センタープラザ所長について、崎尾委員に代わり、鈴木卓郎委員が就任いたしました。本日はご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご紹介のみとさせていただきます。続いて、18番の府中市障害者等地域自立支援協議会副会長について、見ル野委員のお名前を記載しておりますが、見ル野委員の異動により自立支援協議会委員に変更がございます。本協議会には、自立支援協議会の副会長が委員として就任いたしますので、来月行われます今年度最初の自立支援協議会で副会長が選出された後、本協議会の新委員が決定することとなります。次回会議では皆様に新委員をご紹介できる予定ですので、ご了承ください。

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。杉本委員、野村委員、播磨委員からご欠席とのご連絡を受けております。ここからは会長に進行をお願いいたします。

会 長

議事に入りたいと思います。なるべく効率的に中身を濃くやりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

実際の議事に入ります前に、会議の公開ということで、毎回傍聴の方に事前に入室していただいておりますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃらないということで、早速議事の中身に入りたいと思います。

1 前回国議録について

会 長

議事の1番、前回国議録について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料1についてご説明いたします。

本協議会平成25年度第5回国議の会議録(案)でございます。内容は記載のとおりでございますので、ご承認いただきましたら所定の手続きのうえ、会議録の公開を予定しております。ご

確認よろしくお願ひいたします。

会 長

事前に皆様方に送付されておりますので、お目通しいただいたかと思ひます。特にご意見が無ければ、会議録の公開の手續きに入らせていただきますがいかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、議事の1番目についてはご承認ということによろしいでしょうか。

(承認)

2 府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)策定のための調査について

(1) 体系案について

会 長

議事の2番、「府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)策定について」に入らせていただきます。まず、1番目の体系案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

最初に、本日、机上に配布しております「府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書」についてご説明いたします。こちらは、昨年度実施したアンケート調査及びグループインタビュー調査の結果をまとめた冊子でございます。内容につきましては、これまでの会議で皆様にお示したものと同様でございますが、1部追加した部分がございます。報告書の36ページをご覧ください。前回会議で委員より、「家族等による介助を毎日受けているのに、公的サービスによる介助をまったく受けていない人について、根拠がわかるようなコメントを追加しては」とのご意見をいただきましたので、簡単ではございますが、クロス集計結果から見える傾向をまとめ、36～38ページにかけて追加いたしました。傾向から、該当者に若い世代が多く、したがって家族も若く、家族が介助することができるために公的サービスを利用していないのではないかと推測しております。ご確認いただき、今後の協議にご活用いただきますようお願いいたします。また、本報告書は、関係機関や調査にご協力いただいた団体等に配布する他、図書館や市政情報公開室、府中市ホームページ等にて5月下旬頃に公開する予定でございますので、ご了承ください。

それでは、資料2の説明に進ませていただきます。こちらは、地域福祉分野及び高齢者福祉分野を含む府中市福祉計画全体の基本的な考え方について、概要をまとめた資料でございます。前回会議にて、府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)の骨子案をお示しいたしましたが、こちらも福祉計画の基本的な考え方に基づいて作成しておりますので、ここで一度ご説明させていただきます。なお、本資料は、福祉計画検討協議会にて検討された内容でございます。

まず、1ページをご覧ください。次期計画改訂のポイントとして、国の制度改正やニーズ調査の結果などから、「地域包括ケアシステム」及び「地域コミュニティ」に焦点をあてた計画とする、という方向を示しております。なお、「地域包括ケアシステム」とは、国の高齢者施策にお

いて提唱されている考え方で、高齢者の「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を地域で賄う仕組みのことでございますが、ここでは、行政や地域住民、事業者など関係者が連携して、地域で福祉的な支援を必要とする人を支える仕組み、として捉えております

次に、福祉計画の位置づけと構成につきましては、福祉分野と健康分野との一体性の確保を図るため、新たに「保健計画」を含めることとしております。右側の図は、次の福祉計画のイメージを、図を用いてお示ししたものです。

計画期間は、現行計画と同様に、平成27年度から32年度までの6年間に設定することとしております。

次に、2ページをご覧ください。次期福祉計画全体に関わる基本的な考え方や方向性を、基本理念及び4つの基本視点という形にしております。基本理念とは、計画全体の基礎となる考え方であり、基本視点は、基本理念を具体的な施策として展開するに際しての考え方で、施策の方向性を定める基準となるものでございます。

まず、基本理念につきましては、現行計画の基本理念である「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 - 」の考え方を引き継ぐとともに、サブタイトルに第6次総合計画の健康・福祉分野の基本目標「人と人々が支え合い幸せを感じるまち」を含めることにより、現行計画との連続性を図るとともに、第6次総合計画との関連性にも配慮したものとしております。

続いて、基本視点は4つございます。1つ目の「視点1 安心・安全な暮らしを支える福祉の実現」は「仕組みづくり」の視点から、2つ目の「視点2 いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現」は「市民の自立」の視点から、3つ目の「視点3 地域で支え合う福祉の実現」は「地域づくり」の視点から、そして4つ目の「視点4 連携・協働で進める福祉の実現」は「市民との協働」の視点からお示しております。内容はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、基本理念及び基本視点を支える本市の福祉の考え方として、2ページ右側に4つの柱を記載しております。

1点目の「自助・互助・共助・公助」については現行計画の柱でもございますが、次期計画においてもこの考え方を引き継ぐとともに、地域住民の自主的な助け合いである「互助」の考え方を新たに追加して提示しております。

2点目の「地域包括ケアシステムの推進」については、先ほどもご説明いたしましたが、本市では、高齢者のみではなく、障害者や子どもを含む地域全体での取り組みとして捉えております。

3点目の「市民・関係機関・事業者との協働」については、1点目及び2点目の柱とも関連いたしますが、限りある地域資源を有効利用し、持続的かつ効率的な福祉サービス提供の仕組みを整備していくために、地域を構成主体同士の連携・協働という手段を積極的に活用していくことを意図しております。

4点目の「セーフティネットの構築」については、市民の抱える多種多様な生活課題に対応するための様々な取り組みを連携・協働して実施することにより、地域住民の安全・安心な暮らし

を支える抜けや漏れのない支援の仕組みを作り上げていくことを意図しております。

続いて、3ページをご覧ください。次期計画においても、現行計画に引き続き、福祉施策を展開する上で、市内をいくつかの地区に分割した福祉エリアを設定することとしております。本市では現在、ページ上の「6地区」の図の通り、福祉エリアを設定しております。各福祉エリアの現況につきましては、記載の内容にて集計を行っております。今後、福祉計画全体としてエリアの利用の仕方を検討していくこととなります。

以上が、府中市福祉計画全体の基本的な考え方でございます。

最後に、4ページをご覧ください。これは、前回会議で一度お示した障害者計画・障害福祉計画（第4期）の体系案でございます。図の左側に記載しております通り、これまで説明してまいりました福祉計画の基本理念・基本的視点にのっとりた体系となっております。前回会議の案から変わった点といたしましては、福祉計画の基本的視点の1点目に「安全」が追加された点と、障害者計画・障害福祉計画（第4期）の方針「3 - (3) 保健・医療との連携促進」について括弧で「早期発見・早期療育」という表現がございましたが、削除した点になります。

福祉計画全体の考え方及び障害者計画・障害福祉計画（第4期）の体系案をあわせてご確認いただき、ご協議をお願いいたします。

会 長

府中市全体の福祉計画も含めて、障害者計画・障害福祉計画の体系について事務局から説明がありました。前回の議論を踏まえて若干の修正を加えたものとなっておりますが、資料2に書かれた内容について、委員の皆様方からご質問、ご意見がありましたら承りたいと思います。

委 員

福祉計画については別の協議会で協議されていることなので、特段変更は必要ないと思うのですが、2ページの「6 府中市の福祉の考え方」の1番目は「自助」「互助」「共助」「公助」という言葉になっていますが、「互助」と「共助」の違いが分かりづらいので、説明を追加していただけると分かりやすいと思いました。今までに「自助」「共助」「公助」という言葉はよく聞いたことがあります。

会 長

福祉計画なので障害者計画の上位計画となりますが、本日は地域福祉推進課の方もお見えなので、実現するかどうかは別として、ご意見を頂戴します。「自助」「互助」「共助」「公助」について、もう少し親切に説明を追加してほしいという要望でよろしいですね。

委 員

はい。

事務局

本資料は概要ということで簡単にまとめたものになります。実際に計画書にする段階では、もう少し詳しい説明を入れる必要があると認識しています。「互助」は耳慣れない言葉だと思えますが、国の介護保険の研究会で示されている概念であり、「互助」と「共助」はお互いに支え合

うということでは共通点がありますが、「互助」は住民同士あるいは個人同士ということで、制度的な裏付けがない助け合いということで定義されています。一方「共助」は、具体的には介護保険、健康保険であり、制度的な裏付けがあるお互いの助け合いになります。保険ですと、保険料を払う方と使う方で相互扶助の考え方があります。今回の福祉計画では地域での取組みに重点を置いていますので、あえて「互助」という言葉を出させていただいています。

会 長

その他いかがでしょうか。メインは4ページの障害者計画・障害福祉計画（第4期）の体系（案）になると思います。

委 員

保健・医療との連携促進や教育の部分が計画の中に入っていますが、子どもや健康など他の計画と関連する文言については、他の計画とどのように関連しているのか教えていただきたいです。

事務局

保健計画の主要テーマは市民の健康づくりになります。保健計画はこれから策定をはじめますので、連携が取れるものについては整合性を図っていきたくと考えています。子ども・子育て支援事業計画については、主要テーマは保育サービスの供給量をいかに決めるかという内容になっています。現計画である次世代育成支援行動計画とは色合いが異なっています。絞り込んだ内容となっていますが、現計画からの円滑な移行ということもテーマに挙がっていますので、その中で障害のあるお子さんの保育、就労支援については加えていくということで、子ども・子育て審議会で審議を続けている状況です。明確なかたちはまだ出ておらず、今後の議論の展開を受けて、連携を図っていくことを考えています。

委 員

この会議がはじまったときに、障害児の関係は子どもの計画の対象だとお聞きしていたと思うのですが、障害児の療育体制、障害児を対象とした福祉サービスは障害者計画の対象になるという理解でよろしいですか。

事務局

当初、子どものことについては、子ども・子育て新システムの中に「障害児」の文言があったので、子ども・子育て審議会で審議が進むと考えていましたが、そうではなさそうであるということが実際のところでした。今回は発達障害の子どもがいる親の意見もグループインタビューでいただきましたので、何らかの障害児施策を検討していかないといけないということで載せさせていただきます。今後、考えていくということをお願いいたします。

会 長

障害児は子どもの方で検討すると思っていました。市の中で調整していただかないといけないのですが、比重はどうなるのか、障害の方で取り込むのか、子どもの方で取り込むのか、どちらなのかがよく分からなくなってきました。

委 員

それに関係するか分かりませんが、正式な名称は忘れてしまったのですが、市の子育て支援に関する計画に、市内を6つのエリアに分けて基幹的な保育所を作って、そこに子育て支援、発達支援に関係する機能を持たせるということが載せてあったと思います。

事務局

子ども・子育て支援事業計画の中で、福祉圏域を6つに分けて、基幹的な保育所を置いて、地域の保育の底上げをしていこうという計画があります。その中に障害児の方もいらっしゃるのですが、それとは別に、どちらかというと障害者計画側で何かやっていたらいけないと事務局では考えています。子育ての方では子ども全体を見ていて、障害児というよりは、待機児童対策、市立保育所の民営化に向けての方策というところに重点が置かれていると感じます。現在「あゆの子」では、作業療法士、言語療法士が市内保育所を訪問して、集中できる座る位置や物の置き場所、手遊びのやり方等についてのアドバイスを先生方に行なっています。障害児に関する支援は「あゆの子」が行なっていますが、国から児童発達支援センターは10万人に1箇所と言われているので、市でも何かそれに近いものを作らなければいけないと考えています。

会 長

この件について決着をつけたい。4ページの施策例にも「療育体制の充実」という文言があるが、障害児の方の療育体制や様々なサポートは、障害者計画の範囲に入れてよいですか。

事務局

そうです。

会 長

では、入れますので、この後ご意見をいただければと思います。微妙なところのすり合わせは、事務局と他課と私どもでやらせていただきますが、結論としては、障害児は障害者計画の中で取り上げていくということで進めさせていただきます。

(2) 施策について

会 長

2番目の施策について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はじめに、資料3-1をご覧ください。こちらは、次期計画の重点施策(案)でございます。現行計画の重点施策を発展させるかたちで、4点あげております。なお、現行計画では、「相談体制の充実」、「一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化」、「住まいの確保」、「高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援」の4点を重点施策として掲げております。

1つ目の「相談支援機能の充実」は現行計画の「相談体制の充実」を発展させた内容で、複雑・多様化する相談に対応できる体制を整えることを目的としております。重点的に取り組む内容としましては、市内に3箇所しかない地域生活支援センターの相談機能を充実させることや児

童発達支援センターの設置検討などをあげております。

次に、2つ目の「就労支援の強化」は現行計画の「一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化」を発展させた内容で、一般就労の増加と就労の定着化を目的としております。一般就労への支援については、障害福祉計画に係る基本指針を参考としながら取り組み、また、精神障害に特化した就労支援相談について検討するとしております。

続いて、3つ目の「地域生活支援の充実」は現行計画の「住まいの確保」を発展させ、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境をつくることを目的としております。本協議会でも問題提起をいただいている、複合的な問題を抱える世帯や親亡き後の生活環境への不安に対し、地域の中で問題を受け止め解決していけるようなシステムの検討やグループホームの定員数増加に取り組んでいくこととしております。

そして、4つ目の「障害福祉サービスの安定的な供給」は、障害福祉サービスの利用対象者が拡大する一方で、よりよいサービス提供体制を整えることを目的としております。重点的に取り組む内容としましては、事業者ネットワークの構築を支援し、事業者への情報提供や事業者間の情報共有・連携を図ることなどをあげております。

以上、4点を重点施策（案）として提示いたしますので、ご協議をお願いします。

続いて、資料3-2をご覧ください。こちらは、現行計画の施策を、先ほどご確認いただいた次期計画の体系に組みなおすとどのようになるかを図示した資料でございます。方針「3-(6)防犯対策」に関する施策については、現行計画では防災と防犯が同じ枠内にあり、防犯のみの施策が載っていないため、空欄となっております。

本資料をご参照のうえ、次期計画の施策について、委員の皆様のご意見をおうかがいしたいと存じます。よろしくお願いたします。

会 長

ただいま事務局から施策について説明がありました。本日のメインテーマになります。少し時間を取るので、ご覧になっていただいて、ご質問、ご意見、ご提案をいただきたいと思います。

資料3-1から順にやっていきたいと思っております。1点目が「相談支援機能の充実」ということで事務局から説明がありましたが、今、府中市で欠けているもの、不十分なものなど、普段お感じになっていることをご指摘いただたり、市にご質問いただたり、ここに書かれている以外にも必要なことについてご提案いただければと思っております。

皮切りに副会長、普段の仕事を通じて相談支援機能の強化について感じていることがございましたらお願いたします。

副会長

先ほどの資料に地域包括支援センターの地区割りが出ていたかと思っておりますが、介護保険は少なくともセンターがあればあって、それ以外にも様々な相談窓口があるので、気軽に声かけられたり、声を聞けたりという体制が整っていると思っております。

現状、障害者福祉では、相談支援センターというかたちで一般相談を受けているところは3箇

所しかないので、そういう意味で考えると、少ないと思います。

重点施策の4つはやろうとすると、どうしてもヒト・カネ・モノがかかる施策だと思います。また、障害者権利条約が批准されて、2月19日から効力を発効しているということで、条約の観点から見たときに、例えば「誰がどこに住むかは自由だ」という条約の中身から考えると、グループホームの整備だけではいけないだろうし、当然ひとり暮らしの人もいます。選択肢として、入所施設、グループホーム、ひとり暮らしがあるような視点も必要になってくるだろうと思います。しかし、そういったものやっつけていこうとすると、人とお金が必要になってきます。

4点目の「障害福祉サービスの安定的な供給」は、あくまでもサービス事業者が安定して供給できるようにしていくということで、その前に利用者がサービスを受けられるだけの支援量ももらいましょうということがあるところがあって、更にこれも必要だと考えていけないといけません。事業所ばかりが充実していても、実際利用者が使いたいだけのサービス量が確保できていなければ、利用者にとって望んだかたちのサービス利用なのかということになってしまいます。どこまで明記するかは別にしても、施策例も含めてそのような視点を持って考えていけないと感じました。

会 長

4点についてそれぞれ普段感じていることをご指摘いただいたかと思います。その他にいかがでしょうか。

委 員

「1 相談支援機能の充実」の「<重点的に取組むこと>」の「相談支援事業者」は、サービス等利用計画を作成するための相談支援事業者を増やしていくという意味なのでしょうか。もしくは3つの地域生活支援センター以外の相談支援事業所を増やしていくという意味なのか、どちらなのでしょう。

また、「4 障害福祉サービスの安定的な供給」の「<基本指針の見直し等から>」について、もう少し具体的にどのような意味なのか説明してほしいと思います。

また、意見としては、「2 就労支援の強化」について、実際に施設等に通って工賃で働いている人もおり、優先調達法の関係もあるので、そこに触れられるような項目があればよいと思います。また、「4 障害福祉サービスの安定的な供給」について、本計画が市の財政的な部分までは踏み込まないものだと思いますが、実際の施設運営が安定することがサービスの安定的な供給になります。そのため、今、府中市では様々な制度の中で補助金等が出ていますが、引き続き継続していくことを盛り込んでもらえると、施設を運営している側としては非常に助かると思います。金銭的部分がまったくつかない中で本計画を立てること自体が難しいと思います。市でも考えていただければと思います。

事務局

「1 相談支援機能の充実」について、現在3つある特定相談事業所の強化か、サービス等利用計画を立てる事業所の強化かということについては、1つ目に考えていることとして、サービ

ス等利用計画の進捗状況が思わしくないので、来月に介護事業者をお呼びして、相談支援事業者になっていただくような働きかけをすることを考えています。また、今現在ある3つの特定相談事業所については、相談できるような方は資格を取っていただけるような働きかけをさせていただいて、強化を図っていきたいと考えています。

「2 就労支援の強化」について、今ある就労支援事業所の強化ということもあるのですが、予算的な裏付けもなかなか取れないので、新たな事業所を立ち上げるということも課題としてはあります。また、優先調達法の絡みとしては、市役所としても様々なものを率先して調達することはあるのですが、市のホームページで優先調達法についてのPRもしていますので、市内にある公的な機関でも発注をかけていただけるような動きが出てくれば量としては増えてくると思います。民間の事業所にも様々な機会を捉えてPRしていきたいと考えています。

財政的な裏付けを計画の中に入れるということは非常に難しいのですが、計画の中身を書けば必要性が世の中に出るということで、必要なので予算もつけなければいけないということになると思います。計画の中に具体的な金額を書くことはできませんが、障害のある方、一般の方のニーズが世の中に出るので、予算の裏付けが担保されるのではないかと考えます。

二点目にご指摘いただいた点について確認したいのですが、「4 障害福祉サービスの安定的な供給」の「<基本指針の見直し等から>」についての説明でしょうか。

委員

そうです。

事務局

国の考え方では、サービス等利用計画を作成して、サービス等が供給された後にヒアリングを行ないながら、その方に対してサービスが適切なのかどうかということ判断していくということになります。それに沿って、障害福祉サービスが供給できているのかということを検討していく体制づくりが必要になります。現状ではサービス等利用計画を作成できるのは、市内に5事業所、12人となっています。他にも事業所はあり、研修を受けていても、サービス等利用計画の作成までは手が回らないとか、金銭的に割が合わないという理由などで進んでいない状況です。国が目指している障害福祉サービス利用者の100%について計画を立てて、供給できる体制を作っていくということをするために、ヒアリング等をしながらPDCAサイクルを進めていきたいと考えています。

会長

基本指針は国が定める市町村、都道府県の障害福祉計画を作成するときの枠組み、基準になります。私も平成26年度の総合支援法の実施に伴う改正までは押さえています、それ以降新しいものは出ていないと思います。現在、厚生労働省の社会保障審議会の障害者部会で検討中だと思いましたが、新たに出てくると、具体化したものが示されるので、市町村、都道府県はそれに従うことになります。安定的な供給の中身、供給の仕方、PDCAサイクルの導入についても具体化されてくるので、それまではこの状態で留まらざるを得ないというのが行政の現状だと思いま

す。夏ごろまでには出ると思いますので、若干修正をかけなければいけないかもしれません。

委員

「2 就労支援の強化」について、「＜目的・必要性＞」に「就労の定着化を図ることが必要です」とありますが、これは本当に大事なことだと思います。前年度も府中市内に住んでいる方で学校を卒業して一般就労されている方も何人かいるのですが、「＜重点的に取り組むこと＞」にも就労の定着化を図るということを加えた方がよいと思います。学校を卒業して一般就労をしても、様々なことがあって定着が難しいこともあります。学校の先生方も卒業して何年間かは支援をしていくと思うのですが、どこかで無くなってしまうこともあると思います。また、就労支援の授業もありますが、登録者数が毎年多くなってくると、緊急の時に往くことが中心になってしまふこともありますので、一般就労の増加を目指すとともに、就労の定着を図るための支援が必要だと思います。

委員

資料3 - 1は、資料3 - 2の「現計画の施策」と連動していると考えてよいのですか。例えば、資料3 - 1の「1 相談支援機能の充実」については、資料3 - 2の1 - (2)の施策の「相談体制の充実」に入っているという理解でよいのですか。

また、資料3 - 1の「＜目的・必要性＞」の文章は、目的というよりは現状を説明している文章だと思います。

資料3 - 1の4つはそれぞれ本当に大事なことだと思いますので、これが本当に重点施策になった場合は、資料3 - 2の施策については、 をつけるとか、ゴシックにするとか、重点施策が分かるようなかたちになっていくとよいと思いました。

また、資料3 - 1の「1 相談支援機能の充実」について、私の知っている事業所では、最近では相談が複雑化しているということで、相談者は府中市内の方だけではなく、隣接自治体、また千葉県、茨城県のように都外の方もいるということでした。また、その方達の相談内容は難しいということです。地域の相談機関に行きなさいということだけでは収まらないということがあるので、そうなるに相談支援に関わる職員の力量とか、地域のネットワークということがとても大事になってきます。そのようなことはどこかに盛り込んでいただくことはできるでしょうか。

また、「3 地域生活支援の充実」について、最近、私の知り合いで親御さんが親亡き後のことを考えて、自分の地域で自立して生活させたいということで動いていたのですが、自分が居住している区の中では、サポートする施設に不安があるということで、わざわざ他の区に行ってアパートを借りて、今、自立の準備をしているということでした。地域生活支援拠点の整備ということは本当に大事だと思います。こういうことが文言だけではなくて具体化されていけば、府中市でも本当によい障害者支援のサポートができるのではないかと思います。

会長

ご質問は資料3 - 1と資料3 - 2の整合性、関連性がはっきりしないということだと思います。また、2点目は資料3 - 1の各項目にある「＜目的・必要性＞」は現状なのではないかというこ

とです。「現状がこうなので必要」ということは言えるかもしれませんが。

委員

目的・必要性でもよいのですが、私の理解が現状だったので、それで間違いないかということです。

会長

現状がそうだから目的・必要性という理解をしたのだが、それでよいのかということだと思います。とりあえず、その2つについていかがですか。

事務局

1点目について、重点施策が決まってから、施策を決めていきたいと思います。資料3 - 2の「現計画の施策」は、現状やっている施策について示しているものです。

2点目については会長がおっしゃったように、「現状ではこのような状況なので、今後充実していく必要があります」という意味合いであり、言い回しを「求められている」等に変えた方が分かりやすくなるかもしれないと考えます。

委員

目的と言うのが言葉として変だと思います。

事務局

そうかもしれません。

会長

会長・副会長で精査をさせていただきます。分かりやすい表現にします。

委員

「2 就労支援の強化」について、今、一般の事業所への就労が低いことは事実ですが、就職した人が安定的に働き続けることが難しくなっています。働いていると、労働時間が少なくなったり、だんだん条件が悪くなってくることが多く、維持することが非常に難しくなっています。その辺りのことも考慮できるとよいと思います。

また、一般就労を重点としていますが、公的機関である市としての障害者就労に関する計画は無いのでしょうか。

事務局

障害者の就労に関しては、障害者雇用促進法があり、昨年から市役所の雇用率は2.3%に上がっています。一般企業もペナルティがあるので、積極的に採用しているという情報も聞いています。しかし、行政としても定着が不十分であるということは認識しており、み~なからも定着には相当な支援が必要であるということも聞いています。企業側が定着のために行う努力についてのお願いということにも重点を置き、定着を図ることに力を入れていきたいと考えています。

なお、市は法定雇用率についてクリアしていることをご報告させていただきます。

会長

職業安定所の実態について、委員からお話いただけますでしょうか。

委員

平成25年度に法定雇用率は1.8%から2.0%に上がりました。そのため、ハローワーク府中の管内全体としては、人数、雇用率ともに上がっています。指導は企業単位で行なっており、府中市、調布市、狛江市、稲城市、多摩市が管轄ですが、そこに本社がある企業に対して、会社全体での雇用率、人数を6月1日に報告させています。その中で法定雇用率に満たない企業については具体的に何人足りない等の指導をしています。本社が府中市にあっても、全国に営業所がある企業は、会社全体として達成すればよいので、必ずしも府中市にある営業所で採用されるとは限らないので、どの程度の府中市民が働いているかは分からない状況ですが、我々の窓口に来る方については、ハローワーク府中の管内ではない新宿や立川等の事業所も含めて就職しており、その数は相当上がっています。

定着については、特に精神障害者について重要な課題だとハローワークでも考えています。み～なや就労継続支援B型の事業所とも連携しながら、定着訪問等も行なっていますが、マンパワーのこともあり全部行うのは難しい状況です。今後取り組むべき課題として考えているところです。

会長

他に資料3-1の4項目について、その他ご指摘等ありましたらお願いいたします。

委員

「1 相談支援機能の充実」の「<重点的に取り組むこと>」の真ん中の項目は「民間事業者への参入を進めます」になっていますが、「民間事業者の参入を進めます」ではないでしょうか。

会長

同感です。

相談支援機能について、現在は3つの地域生活支援センターが連携しています。先ほどの副会長のお話では、量的に足りないというご指摘もありました。福祉エリアを6地区に設定するというご説明がありましたが、地区ごとに違いはあるので一概には言えないかもしれませんが、各地区に1箇所ぐらいは欲しいというお考えはお持ちですか。

副会長

制度的にいろいろありまして、3つの地域生活支援センターは委託を受けています。障害者総合支援法上の指定一般事業所にはどの事業所でもなれます。しかし、財政的根拠が何も無いので、私の事業所のように指定一般を取っているところは府中市から委託を受けているから事業が成り立っています。増やしてほしいのですが、同じような形態でやると、委託先を増やしてほしいということになるので、私の口からは言いにくいところがあります。

現状では、3つの地域生活支援センターが中心となって相談を受けていますが、私の個人的な考え方では「相談支援」ではなくて、「相談と支援」です。サービスにつなげることが「相談」ではなくて、本当に聞いてほしいだけ、愚痴も含んでいますので、何の解決を求めないこともありますし、アドバイスを求めない「相談」もあります。そこから、公的サービス等を使うために、

どのように支援を引っ張ってくるかというところから「支援」に変わります。

相談の充実となると、「様々な話を含めて聞きましょう」ということをしなければならないのですが、障害者総合支援法に関わる今の全体的な流れでは、「サービス等利用計画を作りましょう」という意味合いの方が大きいと思っています。サービス等利用計画を作ることが相談支援ではないので、計画では分けて考えていただくとよいと思います。

先ほどのあと3箇所増やして、福祉エリアごとに設置してほしいというところは、「相談と支援」ができる事業所のことです。資料3-1に書いてある「相談支援事業所(指定特定)数が増加するように」というのは、サービス等利用計画をつくる事業所を増やすということです。中身を分けて考えないで、一緒くたに相談支援はサービス等利用計画を作る事業所と考えられると困ります。

会長

授業で相談支援を学生に説明するときは非常に難しいです。中身が漠然としていますので、今のようなお話をいただくと、よく分かります。言葉が独り歩きすると、ただ「相談支援機能の充実」ということになり、中身がどうなのかというところまで行かないので、今ご説明をいただいたので、ご理解が進んだと思います。

就労支援について、私も身体障害者の方々の就職活動の支援をしていますが、最も難しいのは定着支援です。これは、例えば勤めて一週間後に行く、タイムリーに行くという機動力が要求されるのですが、申請すると出張旅費が無いから駄目だとか、財政・マンパワーの問題で結局抑制の方向になって、なかなか機動力が発揮できないということがあります。特に精神障害者の方は尚更のことだと考えていますので、職業安定所だけに頼るのではなく、ひと工夫しなければ行けない部分だと経験から考えています。

委員

「3 地域生活支援の充実」には「グループホームの市内における定員数の増加」は入っています。「4 障害福祉サービスの安定的な供給」には「障害福祉サービス等の提供体制等の確保」とだけありますが、この中には日中活動の場も含んでいるとは思いますが。現在の府中市の施設の空き状況を把握していないのですが、今後卒業してくる生徒の数や途中で障害になる方の数を含めると、今の施設の数では足りなくなってくると感じています。資料には「分析しながら」と書いてありますが、日中活動の場については、「足りるか足りないか分からないので今後検討していきたい」ということなのか、「明らかに今後不足していく」と考えているのかどちらなのでしょう。

また、目標については数値目標を出すのでしょうか。障害者計画と障害福祉計画では、どちらかが数値目標を出していたかと思います。片方は理念的な計画で、片方は数字が出ている計画なので、本当は統一してほしいと思っています。

事務局

日中活動の場について、足りているとは考えていません。計画的に整備をお願いしている状況

です。計画への反映については、重点施策ではなく、資料3 - 2に「日中活動の場の充実」と記載していますので、ご理解いただければと思います。

数値については、障害福祉計画で具体的に出すことになっています。

委員

「4 障害福祉サービスの安定的な供給」について、現在、障害者福祉団体や作業所は府中市から補助金をいただいています。来年度から補助金がどうなるのかお聞きしたいと思います。

事務局

障害者福祉施策全般の財政にも絡むことかと思いますが、府中市の厳しい財政状況の中で、必要のところ、見直しをお願いするところを検討している状況です。障害者福祉施策全般の補助金については、私どもは内容の精査を課題として与えられています。必要などころにはつけて、見直しができるところについてはご協力をお願いするというところで検討することになります。障害者福祉団体への補助金は年々下がってきている状況ですが、必要ないからゼロにするという考え方ではないので、担当課と障害者福祉団体とが話し合うことが必要だと思っています。しかし、全体が拡大するのではなく、縮小していくという状況だけのご理解いただきたいと思います。

委員

「2 就労支援の強化」について、基本認識についてお尋ねします。「<目的・必要性>」に「一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化」とありますが、ハローワークでは一般就労は賃金の発生するものであり、作業所等は工賃なので賃金ではないと考えています。我々のところには一般就労が厳しいと思われる方々も多く相談に来ます。そのような方には作業所等で職業訓練、生活訓練を一定期間行っていただくと、一般就労できる状況になりましたということで、一般就労に結びつく例も多くあります。

資料に書かれている「2 就労支援の強化」は、一般就労のことのみのような気がするのですが、いわゆる福祉的就労の強化ということもイメージしているのでしょうか。ハローワークでは福祉的就労から一般就労へということで、様々な作業所との連携の下、我々の支援員が作業所に行って、履歴書、職務経歴書の書き方、ハローワークにある求人票の見方を教えたり、面接訓練等もしたりします。一般就労前の作業所等の場の確保、強化ということも、資料の文面に一緒に書かれていると考えてよろしいでしょうか。

事務局

現計画では、就労継続支援A型・B型というところで作業所等を中心に行うということがありました。新しい計画では、一般就労ということで、更に一歩進んだようなイメージになっています。実際のみ～な話では、ハローワークから紹介があった人で、本人は一般就労を希望していても、み～な判断としては一般就労には早い状況の人については、本人の希望を聞きながら、希望に沿う作業所等を紹介しているということです。そこは継続しながら、一般就労に結びつけて、かつ定着支援の強化を図りたいと考えています。

しかし、先ほど委員からお話しがありましたが、み～なからも定着に時間がかかるということ、

かつ精神障害の方も増えているということで、「＜重点的に取組むこと＞」で「精神障害に特化した就労支援相談」ということを追加しています。精神障害の方であれば、精神障害の方の就労支援センター的なところに相談に行って、一般就労がいいのか、福祉的就労がいいのか振り分けをしてもらいながら、福祉的就労をされていて一般就労ができるようになったらハローワークに行ってもらい、そこで履歴書の書き方からすべて相談に乗っていくような体制にしたいと考えています。

会 長

一般就労への支援と作業所などの就労支援の強化は別建てのように見えるが、連続性があるものなので、なぜこのような文章にしたのかというご質問だったと思います。そこは調整をしながら文言を考えていきたいと思います。

委 員

副会長の相談と支援が違うという意見については、なるほどと感じ、すっと落ちました。サービス等利用計画を作るところと単なる電話等の相談を受けるところは違うという話もありました。サービス等利用計画を作成するとお金が落ちてきますが、単なる電話相談を受けてもお金は落ちてきません。「1 相談支援機能の充実」は、すべて含めた相談の充実ということで理解してよろしいでしょうか。

事務局

国が示すサービス等利用計画が重点的になってしまっているかもしれませんが、実際には先ほど副会長がおっしゃられた相談と支援というところで、そちらも充実していきたいと考えています。現在は地域包括ケアシステムは高齢に特化していますが、将来的に福祉計画全体として進んでいけば、地域包括支援センターくらいの数はできるかと思います。先の話なので見えませんが、文化センターに行くぐらいの感覚で地域で相談が受けられる体制ができると思います。そこから支援が必要であれば、それぞれ事業所につなげていくようにしていく必要があると考えています。

会 長

委員がおっしゃったように、サービス等利用計画や地域定着支援をやると、総合支援法からお金が出るのですが、それだけで事業所が運営できるかという、できないのが実情であり、相談支援事業所は自治体から委託費をいただいています。地域包括支援センターもそうです。幅広く相談に乗り、かつ支援ができることが元々の発想だったのですが、お金の絡みだけを考えると特化されてしまいます。府中市では、総合的な相談支援の体制を作る方向で検討していただけたと思います。

委 員

就労の定着化について、職業安定所やみ～なが関わっている場合はいいのですが、学校から直接就職している人もいます。その人達は就職したときの状態を維持していくことに対する安定的な裏付けがないです。その辺りの就労の安定化についても入れていただければと思います。学校

から直接就職した人のフォローが必要だと思います。

委員

現在、本校には410名の児童・生徒が在籍していますが、そのうち180人が府中市民です。高等部の3年生の人数が今分からないのですが、毎年多くの卒業生を送り出しています。企業への就労ということでは、知的障害教育部門の子どもたちが圧倒的に多数です。肢体不自由部門の卒業生については職業能力開発校に進学して、そこからの移行という現状にあります。知的障害教育部門の卒業生については、今年度から定着支援担当を設けて追跡しています。必ず企業に訪問して様子をうかがうとともに、企業からアフターケアの依頼があった場合には、必ず担当が行って調整を図るという試みをはじめています。

学校在学中から就労支援センターと連携を図っており、事業担当者の方に学校の作業学習の様子などの見学に来ていただくこともあります。こちらからも恐らく就労担当は就労支援センターにうかがわせていただいて、実務者レベルでの連携は図っているはずですが、ハローワークにも丁寧にご対応いただいています。職業指導官の方にも親身になって相談を受けていただいています。今後は関係機関との連携を更に強化していくことで、支援のネットワークの中に卒業後も入れていくことが可能だと思っていますので、重点施策には文言が入っていませんが、安心していただけるような言葉が入るとよいかもかもしれません。更に学校としても積極的に定着支援を図ってまいりたいと思っています。

委員

み～なでは、学校を卒業して就労が決まった方については、すべて登録していただいて、学校の先生との引き継ぎも終わっています。み～なが立ち上がる前については分かりませんが、少なくとも平成18年以降については、卒業されて一般就労される方については、すべて登録をしていただいて、進路の先生、本人、家族の方ともお会いします。当初は学校の先生に定着支援をしていただきますが、徐々に移行していくというかたちで行っております。

委員

就職しても合わなくて辞めてしまう子どもたちも多くいます。辞めた人の受け皿として、東京都はチャレンジ雇用ということで3年間の就労促進をしています。例えば特別支援学校に就労するというようなシステムです。そのような情報提供も学校に相談していただきますとできると思います。

会長

副会長から一言お願いします。

副会長

今後計画を作っていく中で、文言の表記について、「相談支援事業者」という言葉は多く出てくると思いますが、どれを「相談支援事業者」と言っているのかが分かりにくくなっています。「1 相談支援機能の充実」では、委託している事業者は地域生活支援センターという呼び方をしている、サービス等利用計画を作成する特定のところを「相談支援事業者」と位置づけている

と思います。しかし、「2 就労支援の強化」では、「就労支援事業を継続し、相談支援事業所と連携しながら、」と書かれており、ここは「就労支援センター」か「地域生活支援センター」になると思います。全部が「相談支援事業者」になってしまうので、文言の整理が必要です。それぞれの業務内容によって、文言を整理した方が分かりやすくなると思います。

会 長

事務局と相談しながら、言葉の使い方について整理をさせていただきます。時間も迫ってきたので、資料3 - 1の重点施策についてはここまでとさせていただいて、ご意見がある方は、事務局に追加意見、追加提案をお願いしたいと思います。

それでは資料3 - 2に移らせていただきます。現在の計画の施策を例として掲げています。これに対して、もっとこのような施策が欲しいとか、これは時代遅れなのではないかとかというご意見をいただければと思います。時間をとりますので、資料をよく見ていただいて、ご提案、ご質問をいただきたいと考えています。

委 員

「3 - (1)の在宅サービスの充実」に「移動・移送サービスの充実」があります。もちろん在宅サービスの充実にも含まれるのですが、「2 - (1)地域活動、社会活動への参加促進」にも、地域活動、社会活動へ参加するために、その人の移動を保障するという観点で、移動の充実ということが入ってくるべきだと思います。同じようなかたちで計画を作るので、項目としては再掲になるかもしれませんが、参加する手段を保障するという観点を入れていただきたいと思います。

また、「2 - (1)地域活動、社会活動への参加促進」に「障害のある人の参加による計画の推進」とありますが、単に「計画」と書かれていますが、恐らく障害者計画だと思います。しかし、障害者が参加するのは障害者分野だけではないと思います。まちづくり等についても、障害者の立場で参加するというのもあるので、もう少し広い意味での計画と捉えられるようなコメントが書かれるとよいと思います。

委 員

「3 - (3)保健・医療との連携促進」に「療育体制の充実」とあります。保健や医療の場面で障害が見つかり、療育につながるという意味で記載されていると思いますが、療育体制というと、とても幅が広いので、相談、通園施設も関わってきますので、ここにだけ書かれていることに違和感があります。細かい表現にさせていただいて、関係のあるところに置いていただければと思います。

また、障害児については学校が終わった後の放課後活動があるかと思うのですが、そこが「2 - (1)地域活動、社会活動への参加促進」あたりに入ってくるとよいと思います。

委 員

「2 - (2)学習機会の拡大」の「学校教育の充実」は、通常学校で学んでいる発達障害のお子さんへの支援を中心に考えていらっしゃるのでしょうか。例えばいくつかの地域で実施してい

る特別支援教室モデルルームですとか、あるいは専門家チームを組んでの訪問ですとか、具体的なお考えがあれば教えてください。

会 長

現在の計画を作成したときに、どのような発想だったかということだと思います。

事務局

現計画では障害のある児童・生徒への特別支援教育を充実しますということで行っています。しかし、新しい計画には発達障害の方を含めてやっていかなければ先には進めないと思いますので、何かしら対応策を考えていきたいと思っています。

委 員

民生委員をやっています。「3 - (5) 災害時要援護者支援体制の構築と避難所の検討」について、「避難所の検討」は分かるのですが、「支援体制の構築」とはどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局

現在は、名簿に登録していただく場合には、自ら支援をしていただく方を探さなければいけない状況です。その中で、支援する側も高齢化しているという状況がありますので、ヘルパー事業所等も支援体制の一部に入っていただくようなことも考えていかなければいけないと思います。

また、名簿には登録しているが自治会には加入していないような、自ら表に出て行っていないひとり暮らしで障害のある方に対しては、地図に落として、普段から職員が関わりを持つようにしながら、だんだん地域につなげていくような体制も必要ではないかと考えています。そのようなことも視野に入れながら、今の災害時要援護者支援体制をレベルアップさせていく必要があると考えています。具体的方策については、障害、子育て、高齢も含めて、3課で連携しながら考えていきます。

委 員

最初は、隣近所に支援をお願いするというので、サインをいただいて判子までお願いしました。しかし、これは現実的には不可能だということは市も分かっていると思いますので、その先をどのように考えているのかということです。

委 員

「3 - (4) 経済的支援体制の強化」には「年金や手当などの充実の要請」とあります。これは国や東京都への要請を示していると思うのですが、府中市独自の手当などはあるのでしょうか。無いのであれば国や東京都への要請ということを入れておいた方がよいと思いました。

会 長

時間も迫ってきたので、皆様方にご提案なのですが、本日は資料3 - 1について、非常に活発なご議論をいただきました。中身の濃いご議論をいただいたと思います。本日の重点施策についての検討を土台として、再度、資料3 - 2を見ていただくと、このような施策を行った方がよいということが必ず出てくるかと思っています。しかし、本日の時間の中には収まりきれませんので、

今月末までに、どんなことでもけっこうですので、お気づきになった点を事務局までお寄せいただければと思います。皆様から意見が出ましたら、表にまとめさせていただいて、次回にご提示できれば、更によりものができると考えています。ぜひ積極的なご提案をお寄せいただければと考えています。そのようなことで閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

3 その他

会 長

今後の予定も含めて、事務局からご報告いただければと思います。

事務局

今後のスケジュールについてご説明いたしますので、参考資料2「府中市福祉計画策定 全体スケジュール」をご覧ください。福祉計画策定にあたりましては、図に記載のとおり、地域福祉分野・高齢者福祉分野と足並みをそろえながら進めてまいります。本協議会につきましては、今年度10回の開催を予定しております。進捗状況によって、会議回数や内容が前後する可能性がございますので、ご了承ください。

次回会議の日程につきましては、正副会長に確認のうえ、誠に勝手ながら5月23日(金)午前10時30分からの開催を予定しております。委員の皆様には別途開催通知を送付いたしますので、改めてご確認をお願いいたします。また、6月に開催予定の第3回会議につきましても、日程が決まり次第、ご連絡いたします。続いての開催となり、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、先ほど会長からお話しがございましたが、施策に関するご意見をいただくということで、事務局の連絡先等をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、帰りがけにお声掛けください。今月末までにお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局から皆様方にお知らせいたしましたように、たくさんのご意見をいただかないと、次期の計画の中身がマシュマロみたいなものになってしまうので、ぜひ積極的なご提案を重ねてお願いしたいと思います。

特に無ければ、本日の会議は終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上